



令和6年4月26日  
午後2時

## 令和6年度奨学金返還補助金の申請を受け付けます

若者の地元定着や市内事業所などの人材を確保するため、下記のとおり奨学金返還補助金の令和6年度分の申請を受け付けます。

### 1 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・市町村が貸与する奨学金
- ・その他市長が認める奨学金

(例：母子父子寡婦福祉資金貸付金制度(修学資金)など)

※上記以外の対象となる奨学金は、政策企画課(0191-21-8641)まで問い合わせてください

### 2 対象者

次の①～⑦のいずれにも該当する人

- ① 令和6年度末時点の年齢が18歳～39歳までの人
- ② 一関市に住所を有し、令和6年度の末日まで継続して居住する人
- ③ 返還義務のある奨学金の貸与を受け、学校などで修学した人
- ④ 対象となる職種のいずれかにより、令和6年度の末日まで継続して市内事業所などに勤務する人または継続して事業を行う人
- ⑤ 市税および奨学金返還金の滞納がない人

- ⑥ 奨学金の返還に係る他の補助を受けていない人
- ⑦ 公務員でない人（ただし、市の会計年度任用職員および臨時的任用職員は除く）

### 3 対象職種

次の①～④のいずれかの職種に該当する人

- ① 保育士、幼稚園教諭、児童指導員
- ② 看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士
- ③ 農林業従事者
- ④ 起業者・事業承継者

### 4 補助金の額

令和6年度に返還すべき奨学金の2分の1以内の額。

ただし、1年あたりの上限額は12万円（1月あたり1万円）

### 5 対象期間

補助金の交付対象となった最初の月から起算して60月以内（最長5年間）または奨学金の返還が終了した月のいずれか早い月まで。

### 6 申請期間

5月1日（水）～12月27日（金）

### 7 申請方法

申請書と必要書類を添えて、政策企画課に郵便、持参またはオンラインで申請してください。申請書の様式やオンライン申請の方法は市ホームページを確認してください。

問い合わせ先 一関市役所  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7-2  
市長公室政策企画課政策推進係 主任主事 谷藤 義拓  
電話：(0191) 21-8641 FAX：(0191) 21-2164  
メールアドレス：seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp